

秋田市地域福祉計画策定庁内連絡会設置要綱

平成 15 年 4 月 7 日
市長 決 裁

(設置)

第 1 条 秋田市地域福祉計画の策定に向け、庁内の密接な連携を図るため、秋田市地域福祉計画策定庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所管事務)

第 2 条 連絡会の所管事務は、次のとおりとする。

- (1) 秋田市地域福祉計画策定の検討に関すること。
- (2) 秋田市地域福祉計画に係る情報の提供および収集に関すること。
- (3) 秋田市地域福祉計画に係る連絡調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、秋田市地域福祉計画の実施に向けての必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長 松葉谷助役
- (2) 副会長 福祉保健部長
- (3) 委員 各部局における連絡調整課長の職にある者

(会長および副会長)

第 4 条 会長は、連絡会の会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第 6 条 連絡会の事務局は、福祉総務課に置く。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 7 日から施行する。